

# 九州日本信販ショッピングクレジット（個別クレジット）加盟店規約 新旧対比表

適用開始日：2026年1月5日

改正後	改正前
<p><b>第2条（販売承認、申込書類）</b></p> <p>1. 加盟店は、当社の信用調査を経て当社が承認した加盟店の顧客（以下単に「顧客」という）に対し、<u>加盟店、当社協議の上指定した商品（サービスの提供含む）又は別途甲・乙間で取交わす「取扱条件に関する覚書」</u>（以下「覚書」という。なお、これに付帯する覚書も含む。以下、同じ。）に定める取扱商品（サービスの提供含む）を加盟店が信用販売し、その代金を当社が顧客に代わって加盟店に立替払する制度を取り扱うものとします。</p>	<p><b>第2条（販売承認、申込書類）</b></p> <p>1. 加盟店は、当社の信用調査を経て当社が承認した加盟店の顧客（以下単に「顧客」という）に対し、<u>加盟店、当社協議の上指定した商品（サービスの提供含む）</u>を加盟店が信用販売し、その代金を当社が顧客に代わって加盟店に立替払する制度を取り扱うものとします。</p>
<p><b>第3条（分割払金額等）</b></p> <p>1. 本規約に基づく契約（以下「本契約」という）による取扱金額は、原則として、1件の販売額が30,000円以上1,000,000円迄とし、分割払の1回の支払金額は、原則として、3,000円以上とします。<u>ただし、「覚書」がある場合はそれに定める通りとします。</u></p>	<p><b>第3条（分割払金額等）</b></p> <p>1. 本規約に基づく契約（以下「本契約」という）による取扱金額は、原則として、1件の販売額が30,000円以上1,000,000円迄とし、分割払の1回の支払金額は、原則として、3,000円以上とします。</p>

#### 第4条（商品の引渡等）

- 加盟店は、商品の引渡又はサービスの提供については、クレジット契約書面に明記した期間を遵守し、商品の引渡又はサービスの提供を完了するものとします。
- 加盟店は、顧客に対し商品の納品若しくは役務の提供を完了した納品書、証明書などを当社の必要に応じて添付するものとします。その場合の加盟店に対する立替金精算は、納品書、証明書を確認後に精算の対象とする場合もあるものとします。

#### 第4条（商品の引渡等）

- 加盟店は、加盟店が顧客に約した商品の引渡日又はサービスの提供時期を、クレジット契約書面に明記した期間を遵守し、商品の引渡又はサービスの提供を完了するものとします。
- 加盟店は、顧客に対し商品の納品若しくは役務の提供を完了した納品書、証明書などを当社の必要に応じて添付するものとします。その場合の加盟店に対する立替金精算は、納品書類を確認後に精算の対象とする場合もあるものとします。

#### 第5条（契約書の提出及び支払期日）

- 加盟店が顧客に信用販売した場合は、所定の契約書に所定の売上集計表を添付の上、九州日本信販提携加盟店申込書（以下「申込書」という）又は覚書に記載の締切日までに当社に提出するものとします。なお、加盟店は信用販売を行なった日より正当な理由なく2ヵ月以上経過した契約書に基づく販売代金を当社に請求できないものとします。
- 当社は、加盟店より提出された前項契約書を申込書又は覚書記載の締日毎に締切り、販売代金合計額から加盟店手数料及び振込手数料を差引いた金額を申込書又は覚書記載の支払日に顧客に代わって加盟店に立替払いするものとします。ただし、当該支払日は金融機関休業日の場合は翌営業日とします。

なお、本規約以外の加盟店、当社間の取引から生じている加盟店の当社に対する支払債務があるときは、当社は前項の立替払いより加盟店に何ら通知することなく控除して精算できるものとします。この場合、当該精算の対象となった顧客の加盟店へ支払うべき代金債務

#### 第5条（契約書の提出及び支払期日）

- 加盟店が顧客に信用販売した場合は、所定の契約書に所定の売上集計表を添付の上、九州日本信販提携加盟店申込書（以下「申込書」という）記載の締切日までに当社に提出するものとします。なお、加盟店は信用販売を行なった日より正当な理由なく2ヵ月以上経過した契約書に基づく販売代金を当社に請求できないものとします。
- 当社は、加盟店より提出された前項契約書を申込書記載の締日毎に締切り、販売代金合計額から加盟店手数料及び振込手数料を差引いた金額を申込書記載の支払日に顧客に代わって加盟店に立替払いするものとします。ただし、当該支払日は金融機関休業日の場合は翌営業日とします。

なお、本規約以外の加盟店、当社間の取引から生じている加盟店の当社に対する支払債務があるときは、当社は前項の立替払いより加盟店に何ら通知することなく控除して精算できるものとします。

は、右精算をもって乙が顧客に代わって加盟店に立替払したものとします。

#### 第7条（届出の義務）

4. 加盟店は、加盟店の販売方法や勧誘方法等が特定商取引法の適用を受ける場合（通信販売を除く）には、次の事項を当社所定の誓約書に記載し、当社に提出するものとします。また加盟店の役員に変更があった場合にも、その都度所定の誓約書を当社に提出するものとします。なお、役員の範囲は、会社である場合には、取締役、執行役、執行役員及び監査役とし、医療法人の場合には、理事及び監事とします。

(1)加盟店の過去5年間における特定商取引法に基づく行政処分歴（加盟店が他の法人の役員であって当該法人が行政処分を受けた場合を含む）

(2)過去5年間において特定商取引法に基づく行政処分を受けた加盟店の役員の有無（加盟店の役員が他の法人の役員であって当該法人が行政処分を受けた場合を含む）

#### 第7条（届出の義務）

4. 加盟店は、加盟店の販売方法や勧誘方法等が特定商取引法の適用を受ける場合（通信販売を除く）には、次の事項を当社所定の誓約書に記載し、当社に提出するものとします。また加盟店の役員に変更があった場合にも、その都度所定の誓約書を当社に提出するものとします。なお、役員の範囲は、取締役、執行役、執行役員及び監査役とします。

(1)加盟店の過去5年間における特定商取引法に基づく行政処分歴（加盟店が他の法人の役員であって当該法人が行政処分を受けた場合を含む）

(2)過去5年間において特定商取引法に基づく行政処分を受けた加盟店の役員の有無（加盟店の役員が他の法人の役員であって当該法人が行政処分を受けた場合を含む）

#### 第8条（信用調査及び勧誘行為の調査）

1. 当社は、加盟店契約に基づきクレジット契約の申込みを受けた場合は、申込者について速やかに信用調査を行い、その結果を加盟店に通知するものとします。

この場合、当社は申込書などに記載されている各項目について、電話確認時に顧客に確認するなどして、申込内容と申込の意思について確認するものとします。また、加盟店の販売方法や勧誘方法等が特定商取引法の適用を受ける場合には、申込書などに記載されてい

#### 第8条（信用調査及び勧誘行為の調査）

1. 当社は、加盟店契約に基づきクレジット契約の申込みを受けた場合は、申込者について速やかに信用調査を行い、その結果を加盟店に通知するものとします。

この場合、当社は申込書などに記載されている「勧誘方法等確認のお願い」の各項目について、電話確認時に顧客に確認するなどして、加盟店の勧誘行為について調査するものとします。

<p>る「勧誘方法等確認のお願い」の各項目について、電話確認時に顧客に確認するなどして、加盟店の勧誘行為について調査するものとします。</p>	
<p><b>第 12 条（商品の契約不適合等）</b></p> <p>1. 加盟店が顧客に信用販売した商品又は提供したサービスに関する顧客との紛議 <u>(加盟店が行った医療行為の誤術、過失等により顧客が乙に対する支払を拒否した場合又はその他加盟店の行った医療行為に関して加盟店と顧客との間において紛議が生じた場合を含む)</u> は、すべて加盟店の責任において解決するものとし、当社はこれに一切の責任を負担しないものとします。</p>	<p><b>第 12 条（商品の契約不適合等）</b></p> <p>1. 加盟店が顧客に信用販売した商品又は提供したサービスに関する顧客との紛議 <u>は、すべて加盟店の責任において解決するものとします。</u></p>
<p><b>第 13 条（支払済代金返還）</b></p> <p>3. <u>加盟店が顧客に約した商品引渡日より 1 カ月の間に商品を引き渡さない場合(医療行為の場合はクレジット契約書面に明記した期間の終期より 3 か月の間に提供を完了しない場合)</u> は、加盟店は、当該支払済代金を当社に返還するとともに、第 14 条に定める取消手数料を当社に支払うものとします。</p>	<p><b>第 13 条（支払済代金返還）</b></p> <p>3. <u>加盟店が顧客に約した商品引渡日より 1 カ月の間に商品を引き渡さない場合</u> は、加盟店は、当該支払済代金を当社に返還するとともに、第 14 条に定める取消手数料を当社に支払うものとします。</p>
<p><b>第 14 条（取消手数料）</b></p> <p>1. 当社が加盟店に立替払金を支払った後に加盟店又は顧客の都合等により契約取消しとなった場合又は第 9 条、第 10 条、第 12 条、前条により加盟店が当社に対して立替払金を返還すべき場合、又は、その他加盟店が立替払金を当社に返還する場合は、<u>申込書又は覚書記載</u>の取消手数料を支払うものとします。</p>	<p><b>第 14 条（取消手数料）</b></p> <p>1. 当社が加盟店に立替払金を支払った後に加盟店又は顧客の都合等により契約取消しとなった場合又は第 9 条、第 10 条、第 12 条、前条により加盟店が当社に対して立替払金を返還すべき場合、又は、その他加盟店が立替払金を当社に返還する場合は、<u>申込書</u>記載の取消手数料を支払うものとします。</p>

<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>手数料を支払うものとします。取消手数料の算出は次のとおりとします。</p> <p>(1)立替払日から起算した経過日数が申込書記載の基準日数を超える場合、その基準日数に30を加えた日数までである場合は、販売代金に申込書記載の基本取消手数料率を乗じた額又は申込書記載の基本手数料額とします。(基本取消手数料)</p> <p>(2)立替払日から起算した経過日数が申込書記載の基準日数に30を加えた日数を超える場合には、基本取消手数料に、以後30日の期間毎に販売代金に申込書記載の経過取消手数料率を乗じた額又は申込書記載の経過手数料額を加算した額とします。</p>
<p><b>第 17 条（条件変更）</b></p> <p>本規約に定められた事項は、加盟店、当社協議の上変更できるものとします。ただし、顧客の手数料、加盟店手数料及び販促費の料率変更に関しては、経済状況の変化その他相当の事由があると当社が判断した場合は、当社は、あらかじめ文書にて加盟店へ通知し、加盟店の承諾をもって変更できるものとします。<b>ただし、顧客の手数料、加盟店手数料の料率変更等取引条件の変更に関しては、経済状況の変化その他相当の事由があると当社が判断した場合は、当社はあらかじめ上記方法にて加盟店へ通知することにより変更できるものとします。</b></p>	<p><b>第 17 条（条件変更）</b></p> <p>本規約に定められた事項は、加盟店、当社協議の上変更できるものとします。ただし、顧客の手数料、加盟店手数料及び販促費の料率変更に関しては、経済状況の変化その他相当の事由があると当社が判断した場合は、当社は、あらかじめ文書にて加盟店へ通知し、加盟店の承諾をもって変更できるものとします。</p>
<p><b>第 29 条（業務遂行と管理義務）</b></p> <p>2.【関係者への遵守徹底】加盟店は、加盟店の取締役、役員、従業員（嘱託社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイトを含む。）及び<b>販売代理店（診療医院を含む。以下同じ）</b>に対し、本規約に定</p>	<p><b>第 29 条（業務遂行と管理義務）</b></p> <p>2.【関係者への遵守徹底】加盟店は、加盟店の取締役、役員、従業員（嘱託社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイトを含む。）</p>

める義務を周知徹底し、これに基づく義務を遵守させなければなら ないものとします。	及び販売代理店に対し、本規約に定める義務を周知徹底し、これに基づ く義務を遵守させなければならないものとします。
---	---